

# 第17回 エコプレミアム シンポジウム

## Possible vs Impossible

令和2年8月

環境省 政策立案総括審議官 上田 康治

# 環境行政の流れと Possible vs Impossible

## Possible vs Impossible

- 事実が一定程度判明して、なお選択の議論の余地があるかどうか
- ① 明確な健康被害の確認が困難であることを前提に、  
② 不確実性、 ③ 技術的な課題、 ④ 経済的な課題

1960年代以降 : 公害による健康被害

1980年代以降 : 化学物質による環境影響、生活環境影響、開発と環境

1990年代以降 : 地球環境問題 (オゾン層破壊、温暖化、生物多様性、等)

2015年以降 : SDGs とパリ協定 (気候危機、海洋プラスチック、等)

- 原因行為と被害の間の因果関係の証明に至るまでは、大いに議論あり  
因果関係の証明は、化学、医学、法学等の総合的判断
- 因果関係が判明すれば、選択の余地なし（原因行為の停止）
- 訴訟による救済とともに、公害法制の整備（公害国会：未然防止、救済・補償）
- 調和条項の削除、公害は終わった？

# 化学物質と環境影響、生活環境・開発と環境（1980年代以降）

- 次々と判明する化学物質による健康影響のおそれ
  - リスク論的アプローチ、排出規制からより上流の規制へ、情報的手法
- 生活環境影響（NO<sub>x</sub>、騒音・振動・悪臭、生活排水）、開発と環境（ゴルフ場）
  - 環境政策手法の発展
    - ① 濃度規制から総量規制へ、② 手続的アプローチ
- 選択の余地
  - 技術的・経済的制約の中で、環境規制・保全をどの程度まで行うか？
  - 新たな政策により技術・社会の進歩を促しながら、より良い環境を目指す

# 地球環境問題（オゾン層破壊、温暖化、等）（1990年代以降）

- 地球サミット（1992年） → 持続可能な発展（sustainable development）
- 環境基本法の成立（1993年） → 多様な手法により持続可能な社会の構築へ  
（アセス法（1997年）、循環基本法（2000年）、G購入法（2000年）等）
- 気候変動枠組条約・京都議定書  
→ 先進国 vs. 途上国、経済活動の制約との批判も、IPCCによる数次の報告書
- 選択の余地  
→ 目指すべき社会像の提示 + 規制的手法から多様な政策手段へ  
→ 緩やかな国際枠組みの下で、後悔しない政策、予防的アプローチ  
→ 科学的知見を積み重ね、技術的・経済的課題を克服し、国際枠組みの強化

- 国連総会 (2015年) : SDGs (統合不可分。環境・経済・社会の三側面の調和)
- IPCC第5次報告書 (2015年) : 気候変動リスクはCO2累積排出量に依存
- IPCC 1.5°C特別報告書 (2018年) : CO2排出量を2050年前後に正味ゼロに
- パリ協定 (2015年) : 長期目標 (2°C、1.5°C) の設定、今世紀後半に脱炭素化
- G20大阪サミット (2019年) : 「環境と成長の好循環」のコンセプトに20カ国合意  
長期戦略 (2019年)、NDC提出 (2020年)  
: 非連続なイノベーションの実現を通じ2050年にできるだけ近い時期に脱炭素社会

## ○ 選択の余地

→ 「possible・impossible」の議論ではなく、競争・スピードの時代へ

→ 経済成長の制約から源泉へ + コロナ後の社会 (Green Recovery) による加速